

令和7年第3回総会

山武市農業委員会会議録

令和7年3月6日 開会

令和7年3月6日 閉会

令和7年第3回山武市農業委員会総会議事録

日 時 令和7年3月6日（木）午後3時30分
場 所 山武市役所 第5会議室
招 集 者 山武市農業委員会 会長 齊 藤 茂
議 事 議案
（1）保留案件について
（2）農地法第3条の規定による許可申請について
（3）農地法第5条の規定による許可申請に関する意見について
（4）農用地利用集積等促進計画案への意見聴取について
（5）農業経営改善計画認定申請に関する意見について
（6）令和7年度山武市農作業別標準賃金（案）について

出席委員（16名）

欠席委員（1名）

出席農地利用最適化推進委員（18名）

欠席農地利用最適化推進委員（2名）

出席事務局職員（4名）

◎日程

- 日程第1 会期の決定について
日程第2 議事録署名人の指名について
日程第3 報告 農地法第18条第6項の規定による通知について
日程第4 議案第1号 保留案件について
日程第5 議案第2号 農地法第3条の規定による許可申請について
日程第6 議案第3号 農地法第5条の規定による許可申請に関する意見について
日程第7 議案第4号 農用地利用集積等促進計画案への意見聴取について
日程第8 議案第5号 農業経営改善計画認定申請に関する意見について
日程第9 議案第6号 令和7年度山武市農作業別標準賃金（案）について

令和7年3月6日 山武市農業委員会 会長 齊 藤 茂

◎開会

事務局長

会議に入ります。会議の議長は、本会の規定により、会長職務代理者が議長を務めます。

それでは、高野代理、よろしくお願いいたします。

職務代理者

これから令和7年第3回山武市農業委員会総会の会議を始めます。

ただいまの出席委員は16名です。よって、農業委員会等に関する法律第27条第3項の規定により、会議は成立しております。

欠席委員は、議席番号17番齊藤委員です。

お諮りいたします。

日程第1、会期の決定について及び日程第2、議事録署名人の指名についてを議長が選出することによってよろしいでしょうか。

(異議なし)

職務代理者

御異議なしと認めます。会期は本日1日限りといたします。

議事録署名人は、議席番号14番藤田委員及び議席番号16番小川委員を指名いたします。

◎報告

(事務局報告)

◎議案第1号

職務代理者

議案の審議に入ります。

日程第4、議案第1号、保留案件についてを議題といたします。

4件ございます。

まず、保留案件、番号1、令和6年第9回総会の議案第1号、農地法第3条の規定による許可申請についての申請番号5の概要の説明を事務局にお願いします。

(事務局説明)

職務代理者

事務局の説明が終わりました。

本件は、経験の少ない新規就農者が農地を取得するので、状況を確認してからの許可が望ましいということで、保留とした案件でございます。

その後の状況について、地区担当推進委員の伊藤委員に報告を求めます。

伊藤推進委員

地区担当推進委員の伊藤です。

議案第1号、保留案件1番について御説明いたします。

譲渡人は新規就農し、露地野菜と稲作を作るためとのことでした。

先日、現地を確認してきました。一生懸命田んぼの稲作の準備をしていました。

特に問題はないかと思いますので、御審議よろしく願いいたします。

職務代理者

推進委員の報告が終わりました。

補足説明を担当地域の農業委員、議席番号3番雲地委員に求めます。

雲地委員

議席番号3、雲地です。

保留案件についてなんですけれども、推進委員の方に今、説

明していただきましたが、これからも出てくると思うんだけど、新規就農という言葉の意味的なものがうまく確立しないと、農地だけほしいということで、そういう一方的な動きになるという危険性があったので、この前は保留としていました。新規就農という形を取るには、それなりの自分が技術的なものを経験して、その農地をうまく活用でき、そこから自分の糧的なものを生み出すことが一番根本だと思っています。その中で、農地の取得をあまりにも軽く、許可することはいかがなものかと今もしています。

まず、一番心配なのは、技術的なものがなくて、その農地を十二分に活用できるかどうかということと、あと、当然、新規就農者になれば、年間 150 日以上ということで、それに向かって仕事はしてもらわないとしようがないわけだから、そういう意味も踏まえた中で、どうですかね。

私は、もう少しいろいろな技術的なものを周りの人たちに支えられながら習得し、ただ農地を取得ということだけ先走るのではなくて、段階を踏んだほうがいいと思うんです。

当然、今後もこういう案件は、それこそ国籍を問わず、出てくると思います。経験も技術もなく、作物を生産していけるんだろうかという疑問があります。

ですので、この先、農業委員会としても、すぐにその人を就農者という形で受け入れるんじゃなくて、ある程度、段階を踏んでももらわないと困るんじゃないかなと思います。また前回と同じような考えになってしまったんですが、私は農業委員の使命的な農地を守るという意味では、今はそういう意見なんだけれども。

あとは、もう一つは、こういう人たちというか、専門的なもので生産するんじゃなくて、半分は農業をやって、半分は違う職業という兼業で、少ない面積のところでやるという農業もあり得るかなと思います。私の意見もまとまりませんが、どっちにしても、農業的な技術を持っていなければ駄目だということです。

これは、今からやっていく上で、いろいろ苦労的なものを考えたほうがいいと思います。ですので、私個人としては、止めてばかりで申し訳ないんだけど、本人もかわいそうだし、そんなところは少し考える余地があるんじゃないかなと思います。

以上です。

職務代理者 補足説明が終わりました。
質疑を許します。質疑ございませんか。

(質疑なし)

職務代理者 質疑を終了いたします。
採決いたします。議案第1号、番号1を保留にすることで御
異議のない方の挙手を求めます。

(挙手全員)

職務代理者 挙手全員です。本件は保留することに決定いたしました。
番号2、3及び4は同一事業者であるため、令和7年第1回
総会において、議案第1号、農地法第3条の規定による許可申
請についての申請番号6及び7並びに議案第3号、農地法第5
条の規定による許可申請に関する意見についての申請番号2と
して、一括審議した案件でございます。
お諮りいたします。
番号2、3及び4は一括審議とすること、許可日は同一日と
することよろしいでしょうか。

(異議なし)

職務代理者 御異議なしと認めます。
番号2、3及び4は一括審議とし、許可日は同一日といたし
ます。
概要の説明を事務局に求めます。

(事務局説明)

職務代理者 事務局の説明が終わりました。
本件はただいまの説明のとおり、地元の意見を再度確認する
ということで、保留となった案件でございます。
その後の状況について、地区担当推進委員の高橋委員に報告
を求めます。

高橋推進委員 担当推進委員の高橋です。
本件は、1月6日の総会で保留になった案件であります。
まず、一番の問題は、現地の五木田、第5工区の工区長から、
2月13日に、材料搬入及び草刈りの仕事が始まったというこ

とで、すぐに電話をもらいました。すぐに事務局に電話したら、業者が間違って納入したそうです。

その後、工区長からいろいろお話がありまして、五木田区の役員会に、私と布施推進委員が行って、説明をしました。専業農家3名と非農家16名の出席でありました。

このときに、我々が説明したんですが、認定農業者の法人が営農型のソーラーをやった場合には、誰も反対できないという話を、県職のOBの方が、みんなの前で言い出したもので、一般の人たちは分からないから、全然、賛成も反対も声を出せない状態でした。

その後、五木田の専業農家の人、七、八人に声を聞いたら、ぜひとも反対してくださいという話なんですよ。

まずは、一番問題は、あの申請用地の隣が、約2町歩の畑が全部まとまっていて、約二、三反のネギ畑があるんですよ。そのネギの生産者は全員が反対で、土地の所有者も、ぜひ反対してくださいという話です。

区の共同墓地に行く舗装の道路があり、墓地の手前で、約1,000 m²のソーラーをやりたいという話なんだけれども、墓地に入る道路は認定道路かどうか分からないけれども、幅は狭い道路なんです。

だから、その道路を挟んで隣のネギ畑は、隣接農地だと思うんだけど、その農地の人反対しているんだから、私たちは何とも言えないですね。

一番の問題は、1メートル二、三十の残土の埋立てで、そこから残土に含まれる有害物質が飛んでくるという話が随分あるんですよ。全面、防草シート、ぐるり周り、防災シート、そういうものを条件付でならいいという人もいるんだけど、あとは、農業委員さんの判断にお任せします。私としては反対です。

職務代理者

状況の報告が終わりました。

現地調査の意見を石橋委員に求めます。

石橋委員

議席番号15番石橋です。

議案第1号、番号2、3及び4についてですが、内容は先ほどの高橋推進委員さんの御説明のとおりであります。

本件は一時的な利用であることから、農地法第5条第2項ただし書及び農地法施行法第11条第1項第1号に該当するため、

許可相当と思われますが、地元の意見を考慮することが大事で、必要なことかと思われます。

現地を確認した私の目からでも、産業廃棄物と思われる不法投棄の場所に思われるんですよ。そうとは言っていないけれども、私が見るからは、そういうふうに使われたので、そう言いました。この案件は不許可とする案件だと思います。

なお、貸借権については、農地法第3条第2項各号には該当していないため、許可要件の全てを満たしております。

また、区分地上権については、農地法第3条第2項ただし書に該当するため、許可要件を満たしております。

以上です。

職務代理者

現地調査員の報告が終わりました。

質疑を許します。質疑ございませんか。

伊藤推進委員

1点確認したいんですけども、事業計画書を見ると、説明した対象がいるはずなんですけど、これはきちんと説明したものを事務局で確認して受け取っているんでしょうか。

きちんと説明しないで、または、説明して反対されても、説明したからオーケーですよと言って、そのまま持ってきているというのは、説明になるんでしょうかという質問なんですけれども。

事務局

御質問についてですけども、あくまで隣接の農地の所有者については説明をした上で、説明の内容について、相手方がどういう対応だったか、合意だったのか、そうでないのかというところも含めて記載いただいて、提出いただいているところであります。

伊藤推進委員

隣接も反対ですよ。

高橋推進委員

そうです。ネギ農家だから。

伊藤推進委員

そう。やっぱりそうすると、おかしいですね。

事務局

今回の場合ですと、隣接地が道路になるので、純粋な隣接の畑の農業経営者はいないという状況になります。

- 高橋推進委員 すみません、1点。
墓地に行く道路は完全に農道か、農道というのは、車が行き
違いできる幅がないと農道にならないじゃないですか。お墓に
行く道路が狭ければ、畑は隣接にならないでしょう。
- 事務局 あくまで隣接農地所有者なので、隣接が道路という地目であ
ると、隣接農地にならないという。
- 高橋推進委員 墓地に入る道路を挟むため隣接農地にならないというこ
とか。
- 今関委員 私の意見として、私も隣接の農業委員としまして現場を何回
も見ています。あれはもう使える農地でもないから、この案件
は却下し、保留案件は、結局なしにしてもらったほうがいいと
思います。
- 事務局長 ただいま今関委員のほうから却下というお話がありました。
こちらは、第5条申請ということで千葉県に提出する案件でご
ざいます。
ですので、却下という話がありましたが、千葉県とこの件に
つきまして、もう一度確認したいと思いますので、今回につ
きましても、保留ということで、千葉県と確認した上で、また、
皆さんのほうに御報告したいと思いますが、よろしいでしょ
うか。
- (異議なし)
- 職務代理者 それでは、質疑を終了いたします。
本件を保留することに賛成の方は挙手をお願いします。
- (挙手全員)
- 職務代理者 挙手全員です。本件は保留といたします。

◎議案第2号

- 職務代理者 日程第5、議案第2号、農地法第3条の規定による許可申請
についてを議題といたします。
概要説明を事務局に求めます。

(事務局説明)

職務代理者

概要の説明が終わりました。

申請番号ごとに推進委員の状況説明及び農業委員の補足説明を求めます。

申請番号1の説明を地区担当推進委員の齋藤委員に求めます。

齋藤推進委員

地区担当推進委員の齋藤です。

議案第2号、1番について説明いたします。

売買による所有権の移転であります。

譲渡人は高齢になりつつあり、一人住まいでもありまして、相続の関係で処分を考えていたところ、譲受人との話がまとまり、今回の申請になりました。圃場もきれいに管理されており、問題ないかと思います。

よろしくお願いします。

職務代理者

推進委員の説明が終わりました。

補足説明を担当地区委員の農業委員、議席番号1、井野委員に求めます。

井野委員

1番の井野です。

番号1について説明いたします。ただいま推進委員の齋藤委員が説明したとおりでありまして、権利者については、農地法第3条第2項各号には該当しないため、許可要件の全てを満たしております。よろしくお願いいたします。

職務代理者

補足説明が終わりました。

質疑を許します。質疑ございませんか。

(質疑なし)

職務代理者

質疑なしと認めます。

採決いたします。申請番号を許可することに御異議のない方の挙手を求めます。

(挙手全員)

職務代理者

挙手全員です。本件は許可することに決定いたしました。

申請番号2の説明を地域担当推進委員の戸村委員に求めます。

- 戸村推進委員** 地区推進委員の戸村といいます。
それでは、申請番号2番について御説明します。
今日、午前中、譲り受け人のほうとお会いしてきて、いろいろお話をしてきました。譲渡人は、農家をやるわけでもない、近くの譲受人のほうに、一応、売買による所有権の移転を行いたいということでありました。現場を見てきましたけども、きれいに耕されていて、地区としても全く問題ないので、審議のほうよろしく願いしたいと思います。
以上です。
- 職務代理者** 推進委員の説明が終わりました。
補足説明を当該地域の農業委員、議席番号5番、廣口委員に求めます。
- 廣口委員** 5番の廣口です。
ただいま戸村推進委員のほうから説明がございましたとおりであります。また、私も現地を見てまいりましたが、とてもよく管理されておりました。権利者につきましては、農地法第3条第2項各号には該当しないため、許可要件の全てを満たしております。よろしく御審議のほどお願いいたします。
- 職務代理者** 補足説明が終わりました。
質疑を許します。質疑ございませんか。
- (質疑なし)
- 職務代理者** 質疑なしと認めます。
採決いたします。申請番号2を許可することに御異議のない方の挙手を求めます。
- (挙手全員)
- 職務代理者** 挙手全員です。本件は許可することに決定いたしました。
申請番号3の説明を地域担当推進委員の高橋委員に求めます。
- 高橋推進委員** 担当推進委員の高橋です。
申請番号3について御説明いたします。
これは所有権移転で贈与であります。譲渡人、譲受人は本家新宅に当たりまして、譲渡人は高齢のため耕作ができない、譲受人の本家のほうに土地をお返しするという話で、地域として

は何も問題ありません。よろしくお願いします。

職務代理者

推進委員の説明が終わりました。

補足説明を当該地域の農業委員、議席番号2番小山委員に求めます。

小山委員

議席番号2番の小山です。

ただいま高橋推進委員が説明したとおり、何ら問題はありません。権利者については、農地法第3条第2項各号には該当しないため、許可要件の全てを満たしております。よろしくお願いいたします。

職務代理者

補足説明が終わりました。

質疑を許します。質疑ございませんか。

(質疑なし)

職務代理者

質疑なしと認めます。

採決いたします。申請番号3を許可することに御異議のない方の挙手を求めます。

(挙手全員)

職務代理者

挙手全員です。本件は許可することを決定いたしました。

申請番号4の説明を地域担当推進委員の伊藤委員に求めます。

伊藤推進委員

地区担当推進委員の伊藤です。

議案第2号番号4について説明いたします。

これは売買による所有権の移転となります。譲受人と譲渡人はそれぞれ本家分家の関係となりまして、これらの土地は、分家が持っていたんですけれども、分家は農業をやめていて、現在、畑と田んぼ1筆ずつは本家のほうで借りている状態で、田んぼ1筆は機構法で貸していて、今回で機構法で解約になっているものになっています。

今回、もう畑とか、農家をやることもないということで、本家に返したいということで、申請がありました。地元としては全く問題ありませんので、よろしくお願いします。

職務代理者

推進委員の説明が終わりました。

補足説明を当該地域の農業委員、議席番号14番、藤田委員

に求めます。

藤田委員

14 番の藤田です。

ただいま推進委員の説明のとおりでございまして、身内の売買ということで、特に問題はないと思います。権利者については、農地法第3条第2項各号には該当しないため、許可要件の全てを満たしております。よろしく審議のほどお願いします。

職務代理者

補足説明が終わりました。

質疑を許します。質疑ございませんか。

(質疑なし)

職務代理者

質疑なしと認めます。

採決いたします。申請番号4を許可することに御異議のない方の挙手を求めます。

(挙手全員)

職務代理者

挙手全員です。本件は許可することを決定いたしました。

申請番号5の説明を地域担当推進委員の今関委員に求めます。

今関推進委員

地区担当推進委員の今関です。

番号5について御説明差し上げます。

この案件は、譲渡人は高齢のため経営規模を縮小、譲受人は経営規模を拡大のためということであります。現況は、この圃場は海に数分で行ける圃場なもので、南側に防風林として譲渡人が植えたマキが数本植えられております。また、ミカンが数本植栽され、今後は自家用野菜を栽培し、緑肥として麦をまいて耕作する予定でございます。

説明は以上でございます。よろしくお願いします。

職務代理者

推進委員の説明が終わりました。

補足説明を当該地域の農業委員、議席番号12番今関委員に求めます。

今関委員

12 番の今関でございます。

推進委員の今関さんの御説明のとおりでございまして、私も2日前に現地を見てまいりました。なお、権利者については、農地法第3条第2項各号には該当しないため、許可要件の全て

を満たしております。御審議のほどよろしく願いいたします。

職務代理者

補足説明が終わりました。
質疑を許します。質疑ございませんか。

(質疑なし)

職務代理者

質疑なしと認めます。
採決いたします。申請番号5を許可することに御異議のない
方の挙手を求めます。

(挙手全員)

職務代理者

挙手全員です。本件を許可することを決定いたしました。
申請番号6の説明を隣接地域推進委員の伊藤委員に求めます。

伊藤推進委員

隣接地区担当推進委員の伊藤です。
申請番号6について説明いたします。
この案件は、賃貸借権の設定です。譲受人は、昨年、新規の
認定農家として、農業委員会から許可を受け就農を始めていま
す。横田地区で規模拡大を図っていきたいということで、何ら
問題はないかと思えます。御審議よろしく願いいたします。

職務代理者

推進委員の説明が終わりました。
補足説明を隣接地域の農業委員、議席番号4番、小川委員に
求めます。

小川委員

4番の小川です。
ただいま伊藤推進委員さんが説明したとおりでございます。
現地を確認してまいりましたが、何ら問題はないものと思われ
ます。よって、権利者については、農地法第3条第2項各号に
は該当しないため、許可要件の全てを満たしております。審議
のほどよろしく願いいたします。

職務代理者

補足説明が終わりました。
質疑を許します。質疑ございませんか。

(質疑なし)

職務代理者

質疑なしと認めます。
採決いたします。申請番号6を許可することに御異議のない

方の挙手を求めます。

(挙手全員)

職務代理者

挙手全員です。本件は許可することを決定いたしました。
申請番号7の説明を地域担当推進委員の堀越委員に求めます。

堀越推進委員

担当推進委員の堀越です。

番号7について説明いたします。

本件は贈与による所有権移転でございます。譲受人及び譲渡人におきましては、遠い親戚関係に当たり、畑、田んぼを贈与により所有権移転をしたいということでございます。現地を確認してまいりました。畑は2筆あるんですけども、竹やぶが生えてしまっているというような結果でした。ただ、これは荒れ地ですが、贈与された後に時間をかけて整理していきたいというお話でした。地区といたしましては全く問題ございません。
以上です。よろしくお願いいたします。

職務代理者

推進委員の説明が終わりました。

補足説明を当該地域の農業委員、議席番号3番、雲地委員に求めます。

雲地委員

議席番号3番雲地です。

ただいまの議案第2号、申請番号7についてなんですけれども、推進委員の堀越さんのほうから説明があったとおりでありまして、何ら問題はないと思います。権利者については、農地法第3条第2項各号には該当しないため、許可要件の全てを満たしております。よろしくお願いいたします。

職務代理者

補足説明が終わりました。

質疑を許します。質疑ございませんか。

(質疑なし)

職務代理者

質疑なしと認めます。

採決いたします。申請番号7を許可することに御異議のない方の挙手を求めます。

(挙手全員)

職務代理者

挙手全員です。本件を許可することを決定いたしました。

申請番号 8 の説明を地域担当推進委員の堀越委員に求めます。

堀越推進委員

担当推進委員の堀越です。

番号 8 について説明いたします。

譲受人及び譲渡人、こちらの方は親戚関係に当たり、長年にわたり、贈与を希望するしないということで、話し合いがされていたそうです。ただ、高齢のため、なおかつ遠方のために管理し切れない状況で、譲受人のほうがお受けしたということでした。

場所的には、谷津田で山に囲まれている一番隅っこの土地でして、現状耕作はされていないんですが、やはり時間をかけて今後整理していきたいということでした。地区としては問題ございません。

よろしくお願いいたします。

職務代理者

推進委員の説明が終わりました。

補足説明を当該地域の農業委員、議席番号 3 番、雲地委員に求めます。

雲地委員

議席番号 3 番の雲地です。

議案第 2 号、申請番号 8 についてなんですけれども、推進委員の堀越さんの説明のとおりでありまして、何ら問題はないと思います。権利者については、農地法第 3 条第 2 項各号には該当しないため、許可要件の全てを満たしております。よろしくお願いいたします。

職務代理者

補足説明が終わりました。

質疑を許します。質疑ございませんか。

(質疑なし)

職務代理者

質疑なしと認めます。

採決いたします。申請番号 8 を許可することに御異議のない方の挙手を求めます。

(挙手全員)

職務代理者

挙手全員です。本件は許可することを決定いたしました。

申請番号 9 の説明を地域担当推進委員の小川委員に求めます。

小川推進委員 推進委員の小川です。
第9号の御説明をさせていただきます。
贈与による所有権移転です。譲渡人と譲受人は兄弟であります。譲渡人は遠方に住んでおり管理ができないため、譲受人は規模拡大のため、地区としては何ら問題ないと思いますので、よろしく願いいたします。

職務代理者 推進委員の説明が終わりました。
補足説明を当該地域の農業委員、議席番号10番、高宮委員に求めます。

高宮委員 議席番号10番の高宮です。
小川推進委員さんの説明のとおりで何ら問題はないものと思われま。権利者については、農地法第3条第2項各号には該当しないため、許可要件の全てを満たしております。よろしく願いいたします。

職務代理者 補足説明が終わりました。
質疑を許します。質疑ございませんか。

(質疑なし)

職務代理者 質疑なしと認めます。
採決いたします。申請番号9を許可することに御異議のない方の挙手を求めます。

(挙手全員)

職務代理者 挙手全員です。本件は許可することを決定いたしました。
申請番号10の説明を地域担当推進委員の小川委員に求めます。

小川推進委員 引き続き、第10号を説明させていただきます。
譲渡人はやはり遠方に住んでおり管理ができないため、譲受人は規模拡大のため、ニンニクをつくっておりますので、何ら問題ないと思いますので、よろしく願いいたします。

職務代理者 推進委員の説明が終わりました。
補足説明を当該地域の農業委員、議席番号10番、高宮委員に求めます。

高宮委員 議席番号 10 番の高宮です。
小川推進委員の説明のとおりで何ら問題はないと思われます。
権利者については、農地法第 3 条第 2 項各号には該当しないため、許可要件の全てを満たしております。よろしくお願いいたします。
します。

職務代理者 補足説明が終わりました。
質疑を許します。質疑ございませんか。

(質疑なし)

職務代理者 質疑なしと認めます。
採決いたします。申請番号 10 を許可することに御異議のない方の挙手を求めます。

(挙手全員)

職務代理者 挙手全員です。本件は許可することを決定いたしました。
申請番号 11 の説明を地域担当推進委員の高宮委員に求めます。

高宮推進委員 地区担当推進委員の高宮です。
申請番号 11 について説明します。
この申請は売買による所有権の移転です。譲受人は経営規模の拡大のため、譲渡人は相続で取得したが、農業を行わないためです。先日現地を確認してきました。きれいに管理されており、地元としても何ら問題はないと思います。
よろしくお願いいたします。

職務代理者 推進委員の説明が終わりました。
補足説明を当該地域の農業委員、議席番号 15 番、石橋委員に求めます。

石橋委員 議席番号 15 番の石橋です。
内容は先ほど高宮推進委員さんの御説明のとおりです。問題はないと思われます。権利者については、農地法第 3 条第 2 項各号には該当しないため、許可要件の全てを満たしております。
御審議よろしくお願いいたします。

- 職務代理者 補足説明が終わりました。
質疑を許します。質疑ございませんか。
- (質疑なし)
- 職務代理者 質疑なしと認めます。
採決いたします。申請番号 11 を許可することに御異議のない方の挙手を求めます。
- (挙手全員)
- 職務代理者 挙手全員です。本件を許可することを決定いたしました。
申請番号 12 の説明を隣接地域推進委員の布施委員に求めます。
- 布施推進委員 隣接地区担当推進委員の布施です。
申請番号 12 について説明させていただきます。
贈与による所有権の移転でございます。譲渡人と譲受人はおじとおいの関係だそうです。譲渡人ですが、遠方に住んでおり維持管理が難しくなってきたことと、譲受人は経営規模拡大のため、隣接地で利便性のよい当該地を取得したいということが今回の申請になったそうです。現地を確認してきましたが、管理もちゃんとされており、問題はないと思われますので、御審議のほどお願いいたします。
- 職務代理者 推進委員の説明が終わりました。
補足説明を当該地域の農業委員、議席番号 11 番、中山委員に求めます。
- 中山委員 11 番の中山でございます。
ただいま布施推進委員のほうから説明があったとおりで、相続で受けた土地が、また本家のほうに戻ったということで、元の鞆に収まったということで、問題はないものと思われます。権利者については、関係法令には該当しないので、許可要件を満たしていると思われますので、よろしく願いいたします。
- 職務代理者 補足説明が終わりました。
質疑を許します。質疑ございませんか。
- (質疑なし)

職務代理者 質疑なしと認めます。
採決いたします。申請番号 12 を許可することに御異議のない方の挙手を求めます。

(挙手全員)

職務代理者 挙手全員です。本件は許可することを決定いたしました。

◎議案第 3 号

職務代理者 日程第 6、議案第 3 号、農地法第 5 条の規定による許可申請に関する意見についてを議題といたします。
お諮りいたします。
申請番号 1 及び 2 は同一事業でございます。一括して審議してよろしいでしょうか。

(異議なし)

職務代理者 御異議なしと認めます。
申請番号 1、2 を一括審議といたします。
申請番号 1、2 の概要説明を事務局に求めます。

(事務局説明)

職務代理者 概要の説明が終わりました。
状況の説明を地域担当推進委員の椎名委員に求めます。

椎名推進委員 地区担当推進委員の椎名です。
1 番及び 2 番について説明いたします。
こちらの申請は、第 1 種農地への墓地、納骨堂及び駐車場の拡張を目的とした申請です。
農用地でしたが、農振除外の手続が完了したため、今回の申請になりました。先日、現地確認してまいりましたが、申請地は、現在の事業地の隣接地であり、施設を拡張したいとのことで、この申請に至りました。永代供養や墓地を増やすので要望を檀家さんから前々より受けておりまして、併せて駐車場を整備したいとの内容であります。
周辺農地への影響も最小限に抑えられた計画であると見受けられますし、地元としても何ら問題はないかと思います。
以上です。

職務代理者

状況の説明が終わりました。
現地調査の報告を雲地委員に求めます。

雲地委員

議席番号3番雲地です。

先日、現地を確認してきました。議案第3号申請番号1及び2についてですが、内容は先ほど椎名推進委員が説明したとおりです。

本件は第1種農地への墓地・納骨堂及び駐車場の建設であり、原則として不許可になる案件です。しかし、既存施設の拡張で、拡張面積が既存施設の面積の2分の1を超えない場合は許可し得るという例外規定に該当しますので、許可相当と思われます。よろしくお願いいたします。

職務代理者

現地調査の報告が終わりました。
質疑を許します。質疑ございませんか。

(質疑なし)

職務代理者

質疑なしと認めます。

採決いたします。申請番号1及び2を許可相当として意見を付すことに御異議のない方の挙手を求めます。

(挙手全員)

職務代理者

挙手全員です。本件は許可相当として意見を付すことにいたします。

申請番号3の概要説明を事務局に求めます。

(事務局説明)

職務代理者

概要の説明が終わりました。
状況の説明を地域担当推進委員の伊藤委員に求めます。

伊藤推進委員

地区担当推進委員の伊藤です。

議案第3号、申請番号3について説明します。

こちらは第2種農地への蓄電池システムの設置を目的とした申請です。

譲受人は、電力需給系統用の蓄電池システムの設置を計画し、用地を検討したところ、条件に合った該当の理由で選定し、管

理に苦勞していた譲渡人と話がまとまり、今回の申請になったそうです。

現地を確認してきましたが、申請地は夏場になると、結構大きな草が増えて、耕作放棄地まではいかないんですけれども、不作付地として荒れ始めている畑でした。

第2種農地であり、隣接地農家からも許可をもらえているようなので、地元としては問題ないと思います。よろしくお願いします。

職務代理者

現状の説明が終わりました。
現地調査の報告を雲地委員に求めます。

雲地委員

議席番号3番、雲地です。
先日、現地を確認してまいりました。
議案第3号、申請番号3についてですが、内容は先ほど伊藤推進委員が説明したとおりです。
本件は第2種農地への蓄電池システムの設置であり、代替性の検討、信用、資力、周辺農地への影響等において問題ないと思われれます。
したがって、許可相当と思われれます。よろしくお願いします。

職務代理者

現地調査の報告が終わりました。
質疑を許します。質疑ございませんか。

(質疑なし)

職務代理者

質疑なしと認めます。
採決いたします。申請番号3を許可相当として意見を付すことに御異議のない方の挙手を求めます。

(挙手全員)

職務代理者

挙手全員です。本件は許可相当として意見を付すことに決定いたしました。
申請番号4の概要説明を事務局に求めます。

(事務局説明)

職務代理者

概要の説明が終わりました。

状況の説明を地区担当推進委員の伊藤委員に求めます。

伊藤推進委員

地区担当推進委員の伊藤です。

議案第3号、申請番号4について説明します。

こちらは第2種農地への太陽光発電設備の設置を目的とした申請です。

先日、現地を確認してきました。

譲渡人は農業を営む後継者がおらず、自身も年齢や体力的な面で土地の管理に苦慮していたところ、譲受人から太陽光発電システムの話が出て申請に至ったそうです。

隣接農地所有者の同意も得られており、地元としても何ら問題はないかと思われます。御審議のほどよろしく願いいたします。

以上です。

職務代理者

状況の説明が終わりました。

現地調査の報告を雲地委員に求めます。

雲地委員

3番雲地です。

先日、現地を見てまいりました。

議案第3号、申請番号4についてですが、内容は先ほど伊藤推進委員が説明したとおりです。

本件は第2種農地への太陽光発電施設の建設であり、代替性の検討、信用、資力、周辺農地への影響等において問題ないと思われます。

したがって、許可相当と思われます。よろしく願いいたします。

職務代理者

現地調査の報告が終わりました。

質疑を許します。質疑ございませんか。

(質疑なし)

職務代理者

質疑なしと認めます。

採決いたします。申請番号4を許可相当として意見を付すことに御異議のない方の挙手を求めます。

(挙手全員)

職務代理者

挙手全員です。本件は許可相当として意見を付すことに決定

いたしました。

申請番号5及び6は同一事業でございます。

お諮りいたします。申請番号5及び6は一括審議としてよろしいでしょうか。

(異議なし)

職務代理者

御異議なしと認めます。

申請番号5、6を一括審議といたします。申請番号5、6の概要説明を事務局に求めます。

(事務局説明)

職務代理者

概要の説明が終わりました。

状況の説明を地域担当推進委員の川村委員に求めます。

川村推進委員

地区担当委員の川村です。

議案第3号、申請番号の5番、6番について説明いたします。

贈与による所有権移転で、資材置場及び駐車場を目的とした申請でございまして、先日現地を確認してまいりました。

譲受人につきましては、地元におきまして土木建築業を営んでおり、事業拡大に伴いまして取り扱っている資材置場等のスペースが手狭になったため、今回、これを申請いたしました。地元としても問題はないと思われまますので、よろしく願いいたします。

以上です。

職務代理者

現状の説明が終わりました。

現地調査の報告を雲地委員に求めます。

雲地委員

先日、現地を確認してまいりました。

議案第3号、申請番号5及び6についてですが、内容は今、川村推進委員が説明したとおりです。

本件は、第1種農地への資材置場及び駐車場の建設であり、原則として不許可になる案件です。しかし、既存施設の拡張で、拡張面積が既存施設の面積の2分の1を超えない場合は許可し得るという例外規定に該当しますので、許可相当と思われまます。よろしく願いいたします。

職務代理者

現地調査の報告が終わりました。
質疑を許します。質疑ございませんか。

(質疑なし)

職務代理者

質疑なしと認めます。
採決いたします。申請番号5及び6を許可相当として意見を
付すことに御異議のない方の挙手を求めます。

(挙手全員)

職務代理者

挙手全員です。本件は許可相当として意見を付すことに決定
いたしました。
申請番号7の概要説明を事務局に求めます。

(事務局説明)

職務代理者

概要の説明が終わりました。
状況の説明を地域担当推進委員の齋藤委員に求めます。

齋藤推進委員

地区担当推進委員の齋藤です。
議案第3号7番について説明いたします。
こちらは第1種農地への資材置場及び駐車場を目的とした申
請です。
転用を伴う使用貸借権の設定であります。
先日、現地を確認してきました。
譲受人は、建設機械の修理、点検、メンテナンス等の事業を
実施しており、受注の増加に伴い、資材や重機を置くスペース
が不足してきたということで申請に至ったそうです。
隣接農地所有者の同意も得ており、地元としても問題ないか
と思われれます。よろしくお願いします。

職務代理者

状況の説明が終わりました。
現地調査員の報告を井野委員に求めます。

井野委員

議席番号1の井野です。
先日、現地を確認してまいりました。
議案第3号申請番号7についてですが、内容は先ほど齋藤委
員が説明したとおりです。
本件は第1種農地への資材置場及び駐車場の建設であり、原

則として不許可になる案件であります。しかし、既存施設の拡張で、拡張面積が既存施設の面積の2分の1を超えない場合は許可し得るという例外規定がありますので、許可相当と思われます。よろしくお願いいたします。

職務代理者

現地調査の報告が終わりました。
質疑を許します。質疑ございませんか。

(質疑なし)

職務代理者

質疑なしと認めます。
採決いたします。申請番号7を許可相当として意見を付すことに御異議のない方の挙手を求めます。

(挙手全員)

職務代理者

挙手全員です。本件は許可相当として意見を付すことに決定いたしました。
申請番号8の概要説明を事務局に求めます。

(事務局説明)

職務代理者

概要の説明が終わりました。
状況の説明を地域担当推進委員の齋藤委員に求めます。

齋藤推進委員

地区担当推進委員の齋藤です。
引き続き、8番について説明いたします。
売買による所有権の移転であります。こちらは第3種農地への資材置場建設です。
先日現地を確認してまいりました。
譲受人は不動産業を営んでおり、今後、成東・蓮沼地区での分譲住宅建設に当たり、使用する資材を保管する資材置場用地を探しており、本社、成東・蓮沼地域へのアクセスがよいことから、譲受人が今回の事業を計画し、高齢となり土地の管理に苦慮していた譲渡人との話がまとまり、今回の申請に至ったそうです。
隣接農地もなく、地元としても特に問題ないかと思われます。御審議のほどよろしくお願いいたします。

職務代理者

状況の説明が終わりました。

現地調査の報告を井野委員に求めます。

井野委員

1 番の井野です。

先日、現地を確認してまいりました。

議案第 3 号申請番号 8 についてですが、内容は先ほど齋藤委員が説明したとおりであります。

本件は第 3 種農地への資材置場であり、信用、資力、周辺農地への影響について問題ないと思われます。

したがって、許可相当と思われます。よろしくお願いいたします。

職務代理者

現地調査の報告が終わりました。

質疑を許します。質疑ございませんか。

(質疑なし)

職務代理者

質疑なしと認めます。

採決いたします。申請番号 8、許可相当として意見を付すことに御異議のない方の挙手を求めます。

(挙手全員)

職務代理者

挙手全員です。本件は許可相当として意見を付すことを決定いたしました。

申請番号 9 の概要説明を事務局に求めます。

(事務局説明)

職務代理者

概要の説明が終わりました。

状況の説明を地区担当推進委員の齋藤委員に求めます。

齋藤推進委員

担当推進委員の齋藤です。9 番について説明いたします。

売買による所有権の移転であります。こちらの申請は、第 3 種農地への建売住宅 1 棟の建築を目的とした所有権移転の申請です。

先日、現地確認をしてまいりました。

この場所は、都市計画において、第一種住居地域に指定されており、市役所や山武医療センターにも近いなど、分譲地として最適であることから、譲受人が今回の事業を計画し、高齢となり土地の管理に苦慮していた譲渡人との話がまとまり、今回

の申請に至ったそうです。

近隣農地所有者の同意も得られており、地元としても特に問題ないと思われます。よろしくお願いします。

職務代理人

状況の説明が終わりました。

現地調査の報告を井野委員に求めます。

井野委員

先ほど齋藤推進委員が説明したとおりであり、本件は第3種農地への建売住宅建設であり、信用、資力、周辺農地への影響等において問題ないと思われます。

したがって、許可相当と思われます。よろしくお願いいたします。

職務代理人

現地調査の報告が終わりました。

質疑を許します。質疑ございませんか。

(質疑なし)

職務代理人

質疑なしと認めます。

採決いたします。申請番号9を許可相当として意見を付すことに御異議のない方の挙手を求めます。

(挙手全員)

職務代理人

挙手全員です。本件は許可相当として意見を付すことに決定いたしました。

申請番号10の概要説明を事務局に求めます。

(事務局説明)

職務代理人

概要の説明が終わりました。

状況の説明を地区担当推進委員の齋藤委員に求めます。

齋藤推進委員

地区担当推進委員の齋藤です。

今回の申請は、売買による所有権の移転であります。

10番について説明いたします。第2種農地への建売住宅1棟の建築を目的とした所有権移転の申請です。

先日、現地を確認してきました。この場所は、周囲の住宅化が進んでおり、市役所や山武医療センターにも近いなど、分譲地として最適であることから、譲渡人が今回の事業を計画し、

高齢となり土地の管理に苦慮していた譲渡人との話がまとまり、今回の申請に至ったそうです。近隣農地所有者の同意も得ており、地元としても特に問題ないかと思われます。御審議のほどよろしくお願いします。

職務代理者 状況の説明が終わりました。
現地調査の報告を井野委員に求めます。

井野委員 先ほど齋藤推進委員が説明したとおりであります。
本件は第2種農地への建売住宅建設であり、信用、資力、周辺農地への影響は問題ないと思われます。
したがって、許可相当と思われます。よろしくお願いいたします。

職務代理者 現地調査の報告が終わりました。
質疑を許します。質疑ございませんか。

(質疑なし)

職務代理者 質疑なしと認めます。
採決いたします。申請番号10を許可相当として意見を付すことに異議のない方の挙手を求めます。

(挙手全員)

職務代理者 全員です。本件は許可相当として意見を付すことに決定いたしました。

◎議案第4号

職務代理者 日程第7、議案第4号、農用地利用集積等促進計画（案）への意見聴取についてを議題といたします。
議案の説明を事務局に求めます。

(事務局説明)

職務代理者 議案説明が終わりました。
質疑を許します。質疑ございませんか。

(質疑なし)

職務代理者 異議なしと認めます。
採決いたします。議案第4号は原案のとおり決定すべきものと意見を付することで御異議のない方の挙手を求めます。

(挙手全員)

職務代理者 挙手全員です。本件は原案のとおり決定すべきものと意見を付すことに決定いたしました。

(暫時休憩)

◎議案第5号

職務代理者 日程第8、議案第5号、農業経営改善計画認定申請に関する意見についてを議題といたします。
お諮りいたします。
この議案を一括審議としてよろしいでしょうか。

(異議なし)

職務代理者 異議なしと認めます。
この議案は一括審議といたします。
議案の説明を事務局に求めます。

(事務局説明)

職務代理者 議案の説明が終わりました。
番号ごとに推進委員の報告を求めます。
番号1の報告を地域推進委員の齋藤委員に求めます。

齋藤推進委員 担当推進委員の齋藤です。
1番について説明いたします。
新規であります。
申請者と父親とで水稻を栽培しています。新しく大きなコンバインを購入し、作業ロスを減らして、作業効率の向上を図っていきたいということです。
よろしくお願いします。

職務代理者 番号2の報告を地域担当推進委員の川津委員に求めます。

川津推進委員 地区担当推進委員の川津でございます。

番号2について説明いたします。

更新です。

イチゴをメインとした複合経営を行っています。

日照・温度・湿度・灌水量等をデータ化して、収量の変化等の関係性を検証・活用するということで頑張っておりますので、よろしくお願いいたします。

職務代理者

続きまして、番号3の報告を地域担当推進委員の今関委員に求めます。

今関推進委員

担当推進委員の今関です。

番号3について御説明申し上げます。

新規です。

ネギを主に、本人、両親、弟さんの4名で露地栽培を行っています。圃場の性質に合った品種を選定して、品質、単収の向上を図っておるそうです。

よろしくお願いいたします。

職務代理者

番号4及び5の報告を地域担当推進委員の佐瀬委員に求めます。

佐瀬推進委員

地区担当推進委員の佐瀬です。

番号4について説明いたします。

更新です。

主要作物は、スイカ、ニンジンです。

本人と妻と長男の3名で露地野菜の栽培を行っています。ニンジンの異常気象に対応するための品種や灌水管理の見直しで安定経営を目指していきますので、よろしくお願いいたします。

続きまして、番号5ですが、これも更新です。

本人と妻と母親の3人で、ニンジン、レタスを主に露地栽培を行っています。輪作体系を導入し、ニンジンの収量改善を図っていくそうです。

よろしくお願いいたします。

職務代理者

続きまして、番号6の報告を地域担当推進委員の鈴木委員に求めます。

鈴木推進委員

担当委員の鈴木です。

先日伺ってまいりました。これは新規になっておりますが、会社なので、社長の代替わりという形で、この載っている名前がせがれさんなので、今度せがれさんの名前で認定農業者取得ということで新規という形になったということでございます。会社自体は大きい会社で、私もよく存じ上げておりますが、地域にも貢献しておりますし、何ら問題はないと思います。よろしく願いいたします。

職務代理者

推進委員の報告が終わりました。

質疑を許します。質疑ございませんか。

(質疑なし)

職務代理者

質疑なしと認めます。

採決いたします。

原案のとおり承認することに御異議ない方の挙手を求めます。

(挙手全員)

職務代理者

挙手全員です。本件は原案のとおり承認することを決定いたしました。

◎議案第6号

職務代理者

日程第9、議案第6号、令和7年度山武市農作業別標準賃金(案)についてを議題といたします。

事務局からの議案の説明を求めます。

(事務局説明)

職務代理者

事務局の説明が終わりました。

質疑を許します。質疑ございませんか。

(異議なし)

職務代理者

質疑を終了いたします。

採決いたします。

本件について、原案のとおり決定することに御異議ない方の挙手を求めます。

(挙手全員)

職務代理者 挙手全員です。本件については、原案のとおり決定いたしました。

◎その他

職務代理者 以上で、本日予定の議案審議等は全て終了いたしました。
その他の件について、皆さんから御意見ございますか。

◎閉 会

職務代理者 御意見がないようですので、以上で本日の総会を閉会といたします。
皆さん、3年間の任期、大変御苦労さまでございました。